

障害のある人の福祉

1. 障害のある人の状況

- 1 手帳の交付 (37P)

2. 社会的自立を促進するために

(療育体制)

- 1 こども未来センター〈診療所、児童発達支援センター、教育支援センター、相談支援事業所〉(38P)
- 2 北山学園 (40P)
- 3 障害のある児童の保育の状況 (40P)

(雇用と就労)

- 1 障害者雇用の状況 (40P)
- 2 障害者多数雇用事業所等 (41P)
- 3 *障害者就労生活支援センター「アイビー」(41P)

(福祉的就労の場)

- 1 就労移行支援・就労継続支援事業 (41P)
- 2 障害者小規模通所作業所運営費等補助 (41P)
- 3 地域活動支援センター事業 (41P)
- 4 社会適応訓練事業 (41P)

(意思疎通支援)

- 1 手話通訳者等派遣 (42P)
- 2 要約筆記者等派遣 (42P)

(外出支援)

- 1 *福祉タクシーの派遣 (42P)
- 2 *ガソリン費用の助成 (43P)
- 3 自動車改造費の助成 (43P)
- 4 自動車運転免許取得費の助成 (43P)

(社会参加への支援)

- 1 *中途失明者点字等講習 (43P)
- 2 手話通訳者養成 (43P)
- 3 要約筆記者養成 (43P)
- 4 *中途失聴者読話訓練事業 (44P)

(手当等)

- 1 特別障害者手当 (44P)
- 2 障害児福祉手当 (44P)
- 3 福祉手当(経過的) (44P)
- 4 重度心身障害者(児)介護手当 (45P)
- 5 心身障害者扶養共済 (45P)
- 6 *通所施設交通経費補助 (46P)
- 7 *児童福祉施設入所利用者負担金等補助 (46P)
(児童扶養手当 32P)
(特別児童扶養手当 32P)

3. 住み慣れた地域で共に生活するために

(地域生活支援体制)

- 1 身体障害者相談 (46P)
- 2 知的障害者相談 (46P)
- 3 相談支援事業 (46P)
- 4 巡回相談 (49P)
- 5 *高齢者・障害者権利擁護支援センター (49P)
- 6 各種相談 (49P)
(日常生活自立支援事業 107P)

(障害者の福祉サービス)

- 1 障害福祉サービス (49 P)
- 2 緊急一時保護者制度 (52 P)
- 3 住宅改造助成 (特別型) (52 P)
- 4 精神保健福祉事業 (53 P)
- 5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (53 P)
- 6 難病保健事業 (53 P)

(生活の場、活動の場)

- 1 障害者福祉ホーム運営費等補助 (54 P)

(福祉機器)

- 1 身体障害者 (児) 補装具 (54 P)
- 2 日常生活用具の給付・貸与 (54 P)
(緊急通報機器 81 P)
(*車いすバンク 83 P)
- 3 点字図書給付 (55 P)

(施設の状況)

- 1 *総合福祉センター (55 P)
- 2 *青葉園 (56 P)

(医療・地域リハビリテーション)

- 1 *リハビリセンター (57 P)
- 2 自立支援医療 (更生医療) (58 P)
- 3 *歯科治療 (58 P)
- 4 小児慢性特定疾病等医療費の公費負担 (58 P)
- 5 自立支援医療 (育成医療) (58 P)
- 6 自立支援医療 (精神通院) (58 P)
(*機能回復訓練 71 P)
(*医療費助成 110 P)

4. 福祉のまちづくりを促進するために (59 P)

(福祉のまちづくり 88 P)

5. 生活の質を向上するために

(スポーツ、レクリエーション、芸術・文化活動)

- 1 総合福祉センターでの活動 (59 P)
- 2 *身体障害者スポーツ大会 (59 P)
- 3 *障害者作品展 (59 P)

(情報バリアフリー)

- 1 視覚障害者向市政ニュース (60 P)
- 2 *視覚障害者用郵便物等「発信課名点字タックシール」貼付 (60 P)
- 3 手話通訳者の配置 (60 P)
- 4 視覚障害者図書館 (60 P)

6. 理解と交流を促進するために

(福祉教育)

- 1 *福祉作品コンクール (61 P)
- 2 (福祉学習 107 P)

1 障害のある人の状況

1. 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳（障害福祉課 35-3194）

身体に障害のある人は、いろいろな活動をする上で大きなハンディキャップを背負っていますが、適切な医学治療や訓練、都市環境の整備等により、社会的経済的活動ができます。身体に障害のある人たちの福祉増進を目的に昭和 25 年から身体障害者福祉法が施行されています。

身体障害者手帳は、指定医師の診断書により、平成 20 年度から西宮市が交付しております。手帳所持者はホームヘルプや福祉施設の入所等障害福祉サービスの利用、補装具費（購入・修理）の支給、自立支援医療費の支給、日常生活用具の給付、J R 運賃等の割引、税の減免、NHK 受信料減免、水道料の基本料免除等の制度が要件に応じて利用できます。（関係法令 身体障害者福祉法ほか）

ア 身体障害者手帳交付者数 (人)

年度	障害別	肢 体	視 覚	聴 覚	内部障害	言 語	合 計
R1		364	76	85	510	23	1,058
R2		335	72	91	455	16	969

イ 身体障害者手帳所持者数 (令和 2 年度末：人)

障害別	級別	1	2	3	4	5	6	計
	視 覚	児	5	2	0	2	1	1
	者	274	311	84	71	161	39	940
	計	279	313	84	73	162	40	951
聴 覚	児	4	23	4	5	0	13	49
	者	64	249	154	297	17	372	1,153
	計	68	272	158	302	17	385	1,202
言 語	児	0	0	0	2	0	0	2
	者	2	7	93	94	0	0	196
	計	2	7	93	96	0	0	198
肢 体	児	134	25	7	26	15	5	212
	者	1,464	1,484	1,657	2,501	775	344	8,225
	計	1,598	1,509	1,664	2,527	790	349	8,437
心 臓	児	30	0	15	7	0	0	52
	者	1,675	27	597	438	0	0	2,737
	計	1,705	27	612	445	0	0	2,789
呼吸器	児	8	0	0	0	0	0	8
	者	48	12	116	53	0	0	229
	計	56	12	116	53	0	0	237
じん臓	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	1,086	8	63	12	0	0	1,169
	計	1,086	8	63	12	0	0	1,169
ぼうこう 直 腸	児	1	2	3	3	0	0	9
	者	2	2	49	503	0	0	556
	計	3	4	52	506	0	0	565
小 腸	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	5	2	6	29	0	0	42
	計	5	2	6	29	0	0	42
肝 臓	児	4	0	0	0	0	0	4
	者	26	3	2	2	0	0	33
	計	30	3	2	2	0	0	37
合 計	児	186	52	29	45	16	19	347
	者	4,646	2,105	2,821	4,000	953	755	15,280
	計	4,832	2,157	2,850	4,045	969	774	15,627

(注 1) 内部障害 2 級は重複障害者（肝臓機能障害を除く） (注 2) 免疫機能障害は除く

(2) 療育手帳（障害福祉課 35-3194）

知的に障害のある人は、日常生活等あらゆる面において、大きなハンディキャップがあります。これらの人の更生援護を目的に昭和 35 年に知的障害者福祉法が施行されています。知的障害者(児)に対して、知的障害者(児)又はその保護者から申請のあったときには、兵庫県から療育手帳が交付されます。療育手帳所持者は、ホームヘルプや福祉施設の入所等障害福祉サービスの利用、J R 運賃等の割引、税の減免、NHK受信料減免、水道料金の基本料金免除等の制度が要件に応じて利用できます。（関係法令 知的障害者福祉法ほか）

＜療育手帳交付状況＞ (人)

年度	区分	A（重度）	B 1（中度）	B 2（軽度）	計
	R1	24	48	216	288
	R2	20	33	173	226

＜療育手帳所持者数＞ (令和 2 年度末：人)

区分	年齢	児（18 歳未満）	者（18 歳以上）	計
A（重度）		335	1,190	1,525
B 1（中度）		167	684	851
B 2（軽度）		1,158	816	1,974
計		1,660	2,690	4,350

(3) 精神障害者保健福祉手帳（障害福祉課 35-3174）

平成 5 年に障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、平成 7 年に制定された精神保健福祉法第 45 条により、手帳制度が創設されました。

一定の精神障害の状態を証する手段となることにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳所持者は税の減免等が要件に応じて受けられます。（関係法令 精神保健福祉法第 45 条）

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数＞ (人)

年度	区分	1 級	2 級	3 級	計
	R1	426	1,919	1,434	3,779
	R2	380	1,891	1,488	3,759

2 社会的自立を促進するために

(療育体制)

1. こども未来センター 診療所、児童発達支援センター、教育支援センター、相談支援事業所

(西宮市高畑町 2-77 TEL65-1936 FAX64-5103)

18 歳までの子供を対象とした、発達や育ち、学校生活で生じる不安や悩みについての相談、心身の発達に課題のある子供の通園療育や診療・リハビリなど、福祉・教育・医療の専門分野の枠を超えて連携し、切れ目のない支援や、学校園などとの連携を行います。

(1) 施設の規模・構造

敷地面積 2,327.25 m² 延床面積 4,122.58 m²
構 造 鉄骨造 5 階建

(2) 相談支援（発達相談・教育相談）

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談により相談に応じます。

ア 電話番号…0798 - 65 - 1881

イ 受付曜日・時間…月～金曜日 9：00～19：00、土曜日 9：00～17：00

(3) 診療・リハビリ（診療所）

18歳までの肢体不自由児や発達障害児等、心身の発達に課題のある子供に対して、保険診療による外来診療（小児科・整形外科・児童精神科）と療育（理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団訓練、発達検査等）を実施しています。

(4) 通園療育（児童発達支援センター「わかば園」）

保育士などの障害児保育の専門スタッフが、心身の発達に課題のある未就学児の親子を対象に通園療育（親子通園）を行います。

ア 対象…2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児等

イ 通園方法…タクシー通園又は自力通園、原則として親子通園

ウ 登園日…肢体不自由	2歳児（ゆき組）	火・（木）
	3歳児（はな組）	月・水
	4歳児（つき組）	火・木・金
	5歳児（ほし組）	火・木・金
知的・発達障害等	2歳児（うさぎ組）	月・水・木
	3歳児（ぞう組）	月・火・水・金

エ 療育内容…年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、進路相談など）その他、近隣保育所との交流保育、季節ごとの行事など

オ 各種制度…分離保育プログラム、並行通園プログラム、保護者の病気や出産などに対する介助通園

(5) 発達支援

ア 親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に実施している集団保育。在籍前には体験保育も実施しています。保護者に対しては、子供との関わりを学びながら子育てを支援することを目的としています。

わくわく（2、3歳児）週1回（全16回）

ありんこ（0、1歳児）月2回

つばみ（1歳児～）月2回

個別保育（8ヶ月未満児）

イ ほっこり広場

こども未来センターで相談を受けた親子に対して行う教室で、親子の様子を見て必要な支援へと繋げることを目的としています。

ウ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している、支援を必要としている児童を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）や（訪問先施設スタッフに対する支援（支援方法等の指導等））を行います。

(6) スクーリングサポート

教育支援センター（あすなる学級みらい）

不登校の西宮市立小・中・義務教育学校児童生徒の社会的自立を図るため、教育支援センター「あすなる学級みらい」を設置し、通級可能な児童生徒に対して不登校児童生徒支援を実施しています。

(7) 計画相談

障害福祉サービス等を利用する際に必要となる「障害児支援利用計画・サービス等利用計画（本人中心支援計画）」の作成、訪問や支援会議によるモニタリングを実施します。計画作成やモニタリングを通じて、本人や家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて支援関係者間での認識共有を図りよりよいサービス利用につなげます。

2. 北山学園 児童発達支援センター（甲山町 53 TEL 71-8027・FAX 71-9114）

「北山学園」は、知的障害や発達障害のある就学前の子供が登園し、集団保育や療育を通して出来た事の喜びと自信を感じられるような援助及び小学校や幼稚園への入学・入園に向けての支援を行っている通園施設（昭和 44 年 8 月開園）。

運営は、平成 18 年度より指定管理者 社会福祉法人甲山福祉センター。

- (1) 入園資格 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 に規定する支給決定を受けた者
- (2) 登園日 月曜日～金曜日（夏・冬・春休みあり）
- (3) 通園方法 通園バス 2 コースとタクシーにて送迎
- (4) 保育時間 午前 9 時 40 分～午後 2 時 30 分
- (5) 療育内容 集団保育、食事訓練、身辺自立訓練、発達検査、言語指導、近隣保育所との交流保育、作業療法
- (6) 保育所等訪問支援 保育士または専門職員が保育所などを必要な期間、必要な回数訪問し、支援の必要な子供や保育所などのスタッフに対し支援の必要な子供が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- (7) 障害児相談支援 障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングします。
- (8) 保護者支援 療育相談、個別懇談、就学相談、保護者遊び、学習会等
- (9) 入園申し込み 発達支援課（TEL 65-1936）

3. 障害のある児童の保育の状況（保育所事業課 35-3162）

集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育を実施しています。

（関係法令 西宮市あゆみ保育実施要綱）

<あゆみ保育の実施状況>

年度 \ 区分	公立	私立	幼保連携型 認定こども園	地域型
R1	22 か所	25 か所	14 か所	1 か所
R2	23 か所	24 か所	24 か所	0 か所

（雇用と就労）

1. 障害者雇用の状況（障害福祉課 35-3147・西宮公共職業安定所 75-6711）

障害のある人が就労に必要な技術を習得するための就労移行・就労継続支援事業所や能力開発センター（阪神友愛食品株式会社）があります。また兵庫県立障害者高等技術専門学院が神戸市に、国立県営兵庫障害者職業能力開発校が伊丹市にあります。障害のある人には「職場適応訓練」や「トライアル雇用」、事業者には「特定求職者雇用開発助成金」や税制上の便宜措置などの制度が設けられ、障害のある人、事業者相互に支援することによって雇用促進が図られています。

一般企業などへの雇用の促進は、国県などが「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて法定雇用率（国・地方公共団体 2.6%、民間企業 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.5%）達成の義務付けをする一方で、企業に対する助成を実施するなど、働く場の拡充に向けた取り組みを行っています。

<障害者雇用率>

年	区分	兵庫県下の民間企業	全国平均
	R1	2.16%	2.11%
	R2	2.21%	2.15%

2. 障害者多数雇用事業所等

重度身体障害者多数雇用事業所（福祉モデル工場）と知的障害者の能力開発センターは、重度身体障害者の雇用の拡大と、知的障害者の職業的自立のための社会生活適応訓練や職業適応訓練を目的として、兵庫県、阪神7市1町、生活協同組合コープこうべが共同出資して設立され、昭和62年4月から阪神友愛食品株式会社として、操業、運営されています。

所在地 西宮市鳴尾浜3丁目10-1

3. 障害者就労生活支援センター「アイビー」

障害者が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ支援、職場定着等の支援を行っています。また、障害のある人の就労、実習の協力が得られる職場等の開拓を行い、企業が障害のある人を雇用する際の相談等にも対応します。

西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」

電話番号：22-2725

住所：西宮市染殿町8-17 総合福祉センター内

休業日：土曜日、日曜日、祝日

受付時間：午前9時から午後5時半まで

（福祉的就労の場）

1. 就労移行支援・就労継続支援事業（生活支援課 35-3157）

「就労移行支援」は一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。「就労継続支援」は、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2. 障害者小規模通所作業所運営費等補助（生活支援課 35-3175）

企業などに就労することが困難な在宅の障害者の社会参加を促進するため、定期的に作業訓練を実施する小規模通所作業所を設置運営している団体に、一定条件のもとに補助をします。

（関係法令 西宮市障害者小規模通所作業所運営費等補助事業要綱 昭和63年度実施 平成27年10月改正）

3. 地域活動支援センター事業（生活支援課 35-3175）

地域活動支援センターでは、満15歳以上の障害のある方等が地域において自立した日常生活又は社会活動を営むことを促進することを目的に、日常生活の支援や創作的活動や生産活動、地域交流の機会を提供するなどの支援を行っています。また、地域活動支援センターに対しては一定条件のもとに補助を行っています。

4. 社会適応訓練事業（健康増進課 26-3160）

通常の雇用契約による就労の困難な精神障害者を対象として社会的自立を動機づけるために、一般の事業所において社会適応訓練等を行います。（県事業）

（関係法令 兵庫県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱）

	年度	R1	R2
事業所数		8	8

(意思疎通支援)

1. 手話通訳者等派遣 (障害福祉課 35-3291)

聴覚障害者、音声又は言語機能障害者が公的機関・医療機関を利用するときなど、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図ることを目的に、手話通訳者等を派遣しています。派遣事業は、西宮市身体障害者連合会 (23 - 1730) へ委託して実施しています。希望者は事前登録が必要です。

(関係法令 西宮市意思疎通支援事業実施要綱 平成 18 年 10 月実施 平成 25 年 4 月改正)

<登録・派遣状況> (各年度末数)

年度	区分	手話通訳者数 (人)	登録者数 (人)	延利用者数 (人)	延派遣回数 (回)
R1		31	134	538	1,619
R2		27	135	440	1,102

2. 要約筆記者等派遣 (障害福祉課 35-3291)

聴覚障害者、音声又は言語機能障害者が公的機関・医療機関を利用するときなど、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図ることを目的に、要約筆記者を派遣しています。派遣事業は、西宮市身体障害者連合会 (23 - 1730) へ委託して実施しています。希望者は事前登録が必要です。

(関係法令 西宮市意思疎通支援事業実施要綱 平成 18 年 10 月実施 平成 25 年 4 月改正)

<登録・派遣状況> (各年度末数)

年度	区分	要約筆記者数 (人)	登録者数 (人)	延利用者数 (人)	延派遣回数 (回)
R1		37	55	75	250
R2		40	59	50	158

(外出支援)

1. 福祉タクシーの派遣 (障害福祉課 35-3757)

在宅障害者の社会参加を促進するため、重度障害者 (児) の公共施設、病院等の利用に対して一定の範囲内で福祉タクシーを派遣します。平成 2 年 10 月より在宅のねたきり・重度認知症高齢者にもリフト付自動車の派遣を開始しました。また、平成 10 年 5 月より福祉タクシーは初乗制と予約制の 2 つの方式とし、どちらかの方式を選んでの利用となっています。平成 28 年 10 月より精神障害者保健福祉手帳 (1 級) 所持者を対象者として拡大しました。また、令和 3 年 4 月より初乗制から定額制へ制度変更を行いました。希望者は事前登録が必要です。利用券は年度につき定額制 72 枚予約制 48 枚を交付しています。なお、福祉タクシー予約制の利用には、利用日の前日 (土・日曜日、祝日も可) までの予約と、利用料金の 1 割の利用者負担が必要です。

(関係法令 西宮市定額制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成 10 年 5 月実施 令和 3 年 4 月改正)

(関係法令 西宮市予約制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成 10 年 5 月実施 令和 3 年 4 月改正)

<登録・派遣状況> (各年度末数)

年度	区分	登録者数(人)			派遣回数(回)		
		予約制	初乗制	計	予約制	初乗制	計
R1		738	3,518	4,256	14,388	64,421	78,809
R2		725	3,507	4,232	12,470	51,755	64,225

2. ガソリン費用の助成（障害福祉課 35-3757）

在宅の重度障害者〔下肢・体幹・内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）障害者〕が、日常生活を行うために使用する自家用自動車のガソリン費用の一部（自家用自動車は月額1,000円、自動二輪車、原動機付自転車は月額500円）を助成しています。なお、福祉タクシーとの併用はできません。

（関係法令 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成要綱 昭和58年4月実施 令和3年4月改正）

＜助成状況＞

（各年度末：人）

年度	区分	自家用自動車	原動機付自転車	計
	R1	641	9	650
	R2	676	9	685

3. 自動車改造費の助成（障害福祉課 35-3194）

身体障害者が、就労等に伴い自動車を使用する場合、身体障害者本人が所有し、運転する自動車の改造に要する経費のうち10万円を限度に助成します。所得制限があります。

（関係法令 西宮市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱 平成元年4月実施 令和3年4月改正）

＜助成状況＞

（件）

年度	区分	助成件数
	R1	6
	R2	7

4. 自動車運転免許取得費の助成（障害福祉課 35-3194）

身体障害者の就労と行動範囲の拡大等により生活の質の向上を図るため、市内に住所を有し、かつ1年以上居住している身体障害者が自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。助成額は10万円までです。

（関係法令 西宮市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱 平成9年4月実施 令和3年4月改正）

＜助成状況＞

（件）

年度	区分	助成件数
	R1	6
	R2	6

（社会参加への支援）

1. 中途失明者点字等講習（障害福祉課 35-3767）

中途失明者を対象に、点字・点字タイプライター・歩行訓練等の習得のための基礎講座を西宮市視覚障害者福祉協会に委託して実施しています。

2. 手話通訳者養成（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の養成事業を西宮市聴力言語障害者協会ろうあ部会に委託して実施しています。

3. 要約筆記者養成（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者の養成事業を西宮市聴力言語障害者

協会難聴部に委託して実施しています。

4. 中途失聴者読話等訓練事業（障害福祉課 35-3291）

中途失聴者及び難聴者を対象に、読話や難聴者向け手話等を習得するための講座を西宮市聴力言語障害者協会難聴部に委託して実施しています。

（手当等）

1. 特別障害者手当（障害福祉課 35-3757）

著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して支給されます。ただし、所得制限があります。

（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額 27,200円（令和2年2月～令和2年3月）
27,350円（令和2年4月～令和3年1月）

(2) 支給状況

年度	区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
	R1	679	7,949	215,870
	R2	686	8,215	224,475

2. 障害児福祉手当（障害福祉課 35-3757）

重度の障害のため、日常生活において保護者等が常時介護する必要がある20歳未満の児童に対して支給し、福祉の向上を図る制度です。ただし、所得制限があります。

（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額 14,790円（令和2年2月～令和2年3月）
14,880円（令和2年4月～令和3年1月）

(2) 支給状況

年度	区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
	R1	352	4,241	62,628
	R2	344	4,167	61,942

3. 福祉手当（経過的）（障害福祉課 35-3757）

福祉手当制度は昭和60年度で廃止になりましたが、廃止前の受給資格者で昭和61年度より障害基礎年金又は特別障害者手当の支給対象とならない人に引続き従前の福祉手当の支給要件に該当する場合支給しています。（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額 14,790円（令和2年2月～令和2年3月）
14,880円（令和2年4月～令和3年1月）

(2) 支給状況

年度	区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
	R1	9	117	1,728
	R2	9	108	1,605

4. 重度心身障害者(児)介護手当 (障害福祉課 35-3757)

65歳未満の障害者(身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」所持者)で、日常生活上常時介護を必要とする人を自宅で介護している場合に、介護者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため支給しています。

(関係法令 西宮市重度心身障害者(児)介護手当支給要綱 昭和48年8月実施 令和3年7月改正)

(1) 支給額 年間100,000円

(2) 支給状況 (各年度12月末時点)

年度	区分	支給者数(人)			12月末現在	支給金額 (千円)
		身体障害者(児)	知的障害者(児)	重複障害者(児)	合計	
R1		10	11	2	23	2,608
R2		10	12	2	24	2,424

5. 心身障害者扶養共済 (障害福祉課 35-3174)

心身障害者を扶養する人が死亡、又は重度の障害状態となった場合、その障害者の生活の安定と福祉の向上を図るため、昭和43年度から阪神6市1町の共同でこの制度を実施し、昭和46年4月1日より兵庫県心身障害者扶養共済制度に移行しました。

(関係法令 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 昭和45年実施 46年移行実施)

(1) 県制度のあらまし

加入できる人は、身体障害(1~3級)・知的・精神障害などのため将来独立した生活が困難な障害者を扶養している65歳未満の人で、1人の障害者につき2口まで加入でき、掛金は加入者の年齢により1口当り月額9,300円~23,300円です。加入した人が死亡するか、又は条例に定められた重度障害者に該当すると認められたときに、その障害者に対して、生存中毎月1口につき2万円の年金が支給されます。

(2) 西宮市が行う加入者への特別措置

(関係法令 西宮市心身障害者扶養共済特別措置条例・施行規則 昭和46年4月実施)

- ア 20年以上の長期継続加入者など条件により掛金を市が給付します。(1口目のみ)
- イ 20年以上継続加入し、かつ65歳以上で生活困難となったときは、加入者が生存していてもその扶養する心身障害者に、毎月2万円の年金を市が支給します。
- ウ 年金受給者のうち、一定の条件を満たす方に対し、市が年金付加金を支給します。
(年金付加金の額は、1人につき月額11,000円です。)

(3) 市内加入者及び年金受給者の状況 (各年度末：人)

年度	区分	実加入者数	年金受給者数	県下加入者数(※)	県下年金受給者数(※)
R1		217	265	2,403	2,789
R2		207	265	2,329	2,809

※兵庫県の加入者数・年金受給者数については、1口を1人として数えています。

6. 通所施設交通経費補助（障害福祉課 35-3780）

障害福祉サービスにおける日中活動サービス事業所（就労継続支援事業A型を除く）に、公共交通機関や自転車等の交通用具を利用して通所している者の経済的負担を軽減するため、その交通経費の一部を補助する制度を実施しています。

（関係法令 西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給要綱 昭和 62 年 4 月実施 平成 30 年 4 月改正）

7. 児童福祉施設入所利用者負担金等補助（障害福祉課 35-3780）

児童福祉施設へ入所あるいは通所している児童の保護者が負担した利用者負担金のうち（福祉サービス分のみ）一部を助成しています。（保育所、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設を除く。）

（関係法令 西宮市児童福祉施設入所者等の利用負担額等にかかる補助金交付要綱 昭和 48 年 4 月実施 平成 24 年 4 月改正）

3 住み慣れた地域で共に生活するために

（地域生活支援体制）

1. 身体障害者相談（生活支援課 35-3157）

身体に障害のある人やその家族等からの相談に応じ、自立のために必要な援助をするため、身体障害者相談員 25 名が市長から委嘱されています。（関係法令 身体障害者福祉法ほか）

<相談状況>

（令和 2 年度末：件）

手帳申請	20	障害年金	9	結婚相談	0
更生医療	0	更生資金等	3	生活	198
補装具	33	税関係	8	医療保健	0
施設入所	2	就職	5	その他	0
				計	278

2. 知的障害者相談（生活支援課 35-3130）

知的障害者やその家族からの相談に応じ、自立のために必要な援助をするため、知的障害者相談員 9 名が市長から委嘱されています。（関係法令 知的障害者福祉法ほか）

<相談状況>

（令和 2 年度末：件）

養育	9	就職	5	生活	47
家族関係	3	施設入所	3	就学	4
その他	18				
				計	89

3. 相談支援事業（生活支援課 35-3130）

障害者やその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口を開設しています。

市より委託をうけて運営される相談窓口や、市直営の相談窓口のほか、個別給付のサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案等の作成を通じて利用できる相談窓口があります。

(1) 市委託の相談支援事業所が行う主な支援

ア 居宅サービス等の利用援助

各種サービス・制度に関する情報提供や利用助言。保健医療サービスの利用援助や介護相談。

イ 社会資源を利用するための支援

障害者が活動できる通所施設などの紹介。地域交流を深める場の紹介や参加援助。住宅の確保や改造に関する情報提供。福祉機器や情報機器についてのアドバイス。外出時の移動手段などの相談。各種ボランティア活動の情報提供。代読・代筆などによるコミュニケーション支援。

ウ 社会生活力を高めるための支援

障害者の自立に向けた相談。地域生活に必要なノウハウの提供。

エ ピアカウンセリング

自立に関して経験を積んできた障害者が対等な立場で話し合う。

オ 専門機関の紹介

ニーズに応じ、更生相談所、職業安定所等専門機関を紹介。

利用希望者は電話で相談。外出が困難な人には訪問相談を行うこともあります。

(2) 個別給付の計画相談支援

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成。

P 46、47 の個別給付の相談支援事業所に作成依頼してください。

【市委託・個別給付の相談支援事業所一覧】

	相談窓口	受付日時	所在地	連絡先	
市委託	障害者総合相談支援センター にしのみや ※基幹相談支援センター (西宮市総合福祉センター内)	月～金(祝日除く) 9時～17時30分	染殿町8-17 西宮市総合福祉センター 2階	電話 Fax	37-1300 34-5858
	障害者総合相談支援センター にしのみや北部窓口 ※基幹相談支援センター (ななくさ新生園内)	月～金(祝日除く) 9時～17時30分	山口町下山口1650-35 ななくさ新生園内	電話 Fax	(078) 903-1920 (078) 903-1753
児童 (児童発達 個別支 援給付 センター)	こども未来センター	月～金(祝日除く) 9時～17時30分	高畑町2-77	電話 Fax	65-1882 64-5103
	北山学園	月～金(祝日除く) 8時45分～17時20分	甲山町53	電話 Fax	71-8029 71-9114

	相談窓口	受付日時	所在地	連絡先	
個別 給 付	障害者相談支援センター Happines西宮	9時～17時	高松町7-26コーディアル コート前宏1階	電話 Fax	56-8261 56-8261
	ひだまりステーション Curare (クラール)	月～金 (祝日除く) 9時～18時 土9時～14時	石叻町16-17-104	電話 Fax	75-4401 75-4402
	尼崎武庫川園 かがやきステーション	月～金 (祝日除く) 9時～17時	田近野町7-32	電話 Fax	52-6661 51-5515
	ドリーム甲子園 シーバード	月～金 (祝日除く) 9時～17時	枝川町17-41 ドリーム甲子園内	電話 Fax	42-6510 42-6511
	総合相談支援センター	月～土 9時～17時	石叻町19-13	電話 Fax	71-2933 71-2941
	ワークメイト 西宮聖徳園	月～金 (祝日除く) 9時～17時 土 (第1.3.5) 9時～正午	久保町14-19	電話 Fax	31-6785 31-6786
	相談支援センター くぬぎ	月～金 (祝日除く) 9時～17時	上鳴尾町16-8 甲子園ハイム305号	電話 Fax	41-8980 41-8980
	ともいき福祉相談所	月・火・木・金・土 9時～17時	上大市5丁目1-21	電話 Fax	53-0122 53-4191
	おりおんケア	月～金 9時～17時	大井手町5-5-202	電話 Fax	31-3333 31-3377
	ねいろ相談支援事業所	月～金 (祝日除く) 9時～17時30分	甲子園七番町7-20	電話 Fax	78-7670 78-7671
	ななくさ清光園	月～金 (祝日除く) 9時～17時	田近野町8-1	電話 Fax	56-1700・1702 56-1701
	ななくさ新生園	月～金 (祝日除く) 9時～17時	山口町下山口1650-35	電話 Fax	(078) 903-1920 (078) 903-1753
	三田谷治療教育院 治療教育室	月～金 (祝日除く) 9時～17時	芦屋市楠町16-5	電話 Fax	(0797) 22-5025 (0797) 22-7885
	青葉園 地域共生センター	月～金 (祝日除く) 9時～17時30分	染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2F	電話 Fax	34-7780 23-1030
	こんぱす	月～金 (祝日除く) 9時～18時	津門大塚町1-47	電話 Fax	23-6869 31-5701
	西宮すなご医療 福祉センターあゆむ	月～金 (祝日除く) 9時～17時	武庫川町2-9	電話 Fax	47-9959 43-1022
	ピアサポート西宮	月～金 (祝日除く) 10時～17時 (火・木・金は～20時30分)	西福町9-3	電話 Fax	62-1533 66-5133
	障害者相談支援センター 輪つふる	月・火・木・金・土9時～17時 (祝日及び第1水曜除く)	柳本町8-15 2階	電話 Fax	71-5446 78-2779
	ほすび	月～金 (祝日除く) 10時～19時	甲子園口2丁目7-31	電話 Fax	78-5692 78-3596
	相談支援事業所紫苑	月～金 (祝日除く) 10時～18時	分銅町2-26 アベックスヒルズ西宮1F	電話 Fax	34-5415 34-5416
聴覚障害相談センター LIC	月・火・木10時～17時 水・金13時30分～20時30分 第1・3土13時～17時	中須佐町5-12	電話 Fax	34-5933 61-2447	
オリアンティ	月～金 (祝日除く) 10時～18時	熊野町6-7シャーマズン 熊野101号	電話 Fax	63-5088 78-3955	
個別 給 付	障害相談所しんぼ	月～金 (祝日除く) 9時～17時	津門呉羽町2-23-103	電話 Fax	22-9717 22-9719
	はんず はあと	月～金 (祝日除く) 9時～18時	平木町9-12 1F	電話 Fax	67-0810 67-0410
	ケアサポートるふれ	月～金 (祝日除く) 10時～17時	池田町10-22サンロイヤ ル西宮202	電話 Fax	81-3615 81-3625
	クオリティ 相談支援事業所	月～金 (祝日除く) 8時45分～17時45分	生瀬町1-18-31-103	電話 Fax	(0797) 87-9021 (0797) 87-9022
	障害児相談支援事業 サンスター	月～金 (祝日除く) 10時～16時	上之町34-17	電話 Fax	64-8188 64-8198
	セレクト 相談支援センター	月・火・木・金 (祝日除く) 9時30分～17時30分	甲子園網引町2-11	電話 Fax	31-0333 31-0332
	アイクロッソ 相談支援センター	月～土 (祝日除く) 10時～17時 (土は15時まで)	山口町下山口5-17-13-201	電話 Fax	080-3837-7157 079-559-7156
	障害児相談支援事業所 ぼぼスマイル	月・火 (祝日除く) 14時～18時	東山台1丁目1-1	電話 Fax	(0797) 62-1165 (0797) 62-1165
	相談支援サポート すみれ	月～金 (祝日除く) 9時～18時	与古道町3-8-201	電話 Fax	36-6029 36-6030

4. 巡回相談（生活支援課・障害福祉課 35-3157・3130・35-3194）

兵庫県身体障害者更生相談所により年4回、兵庫県知的障害者更生相談所により年1回の巡回相談が実施されています。

5. 高齢者・障害者権利擁護支援センター

知的・精神等に障害がある人などの権利擁護に関する専門相談・支援や、成年後見制度の利用を支援します。（87P参照）

6. 各種相談（身体障害者福祉センター 染殿町8-17 総合福祉センター内 33-5501）

障害のある人の多様なニーズに対処するために、受付窓口で各種の相談に応じています。

（障害者の福祉サービス）

1. 障害福祉サービス（生活支援課 35-3157・3130）

障害のある人の居宅介護等は、平成18年4月から障害者自立支援法(平成25年4月からは障害者総合支援法)の施行に伴い自立支援給付による支援を行っております。

障害者又は保護者は、必要とするサービスを市に申請します。市は面談調査を行い、審査会に諮り障害支援区分を認定して、障害福祉サービス等受給者証を交付します。この受給者証をもって、各サービスの指定事業者を選択して契約を締結し、利用者は原則1割の利用者負担を当該事業者を支払い、障害福祉サービスを利用することができる制度です。

また、障害福祉サービスと併せて、地域生活支援事業として移動支援事業、日中一時支援事業を実施して、障害のある人の自立支援を促進しております。

<障害福祉サービスの種類と内容>

サービスの種類		内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。
	就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）に該当する者のうち、地域移行に向けて生活能力等の維持・向上のための訓練その他の必要な支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある就学前児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	
相談支援	サービス利用支援	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
	地域移行支援	施設に入所又は精神科に入院中の人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

<地域生活支援事業の種類と内容>

サービスの種類	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行います。
日中一時支援事業	介護者が日中一時的に、知的障害児・者又は身体障害児または18歳未満の難病患者等の介護をできなくなったとき、障害者支援施設において支援を行います。

<障害福祉サービス等の支給決定状況>

(単位:人)

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計	
	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	725	756	374	416	578	605	86	76	7	3	1,770	1,856
生活介護	232	228	487	531	16	20	—	—	0	0	735	779
自立訓練(機能訓練)	5	2	0	0	1	1	—	—	0	0	6	3
自立訓練(生活訓練)	7	4	63	42	49	52	—	—	0	0	119	98
宿泊型自立訓練	0	0	0	1	1	1	—	—	0	0	1	2
就労移行支援	6	8	36	28	82	96	—	—	1	2	125	134
就労継続支援(A型)	62	77	95	116	137	167	—	—	5	6	299	366
就労継続支援(B型)	99	109	518	539	274	277	—	—	1	3	892	928
療養介護	45	46	1	2	0	0	—	—	1	1	47	49
短期入所	171	174	586	589	26	25	261	246	0	0	1,044	1,034
共同生活援助 (グループホーム)	14	16	229	238	44	55	—	—	0	0	287	309
施設入所支援	55	49	175	180	5	6	—	—	0	0	235	235
児童発達支援	—	—	—	—	—	—	578	635	—	—	578	635
医療型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	0	0
放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	1,189	1,264	—	—	1,189	1,264
保育所等訪問支援	—	—	—	—	—	—	248	271	—	—	248	271
合計	1,421	1,469	2,564	2,682	1,213	1,305	2,362	2,492	15	15	7,575	7,963

<地域生活支援事業の支給決定状況>

(単位:人)

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計	
	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末	R2年2月末	R3年2月末
移動支援	150	148	1,007	1,034	252	264	129	120	12	16	1,550	1,582
日中一時支援	—	—	586	589	—	—	261	246	0	0	847	835

<障害福祉サービスの利用状況>

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計		(単位)
	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	704,927.8	744,518.25	92,018.8	116,974.5	63,147.8	67,429.75	9,158.5	8,384.0	2,037.5	631.0	871,290.4	937,937.5	時間
生活介護	45,971.0	43,513.0	116,031.0	121,277.0	2,492.0	2,489.0	—	—	0.0	0.0	164,494.0	167,279.0	日
短期入所	4,179.0	3,073.0	14,721.0	10,088.0	250.0	433.0	940.0	521.0	0.0	0.0	20,090.0	14,115.0	日

<地域生活支援事業の利用状況>

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計		(単位)
	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	
移動支援 (移動介護)	29,649.0	22,808.5	117,578.0	81,532.5	18,333.5	18,214.0	5,600.0	3,103.5	696.5	898.5	171,857.0	126,557.0	時間
日中一時支援	—	—	520.75	249.0	0.0	0.0	101.5	63.0	0.0	0.0	622.25	312.0	日

2. 緊急一時保護者制度 (生活支援課 35-3096)

障害者(児)の介護を行う者が、社会的又は私的理由により、その居宅において一時的に介護できない場合で、短期入所を利用できないときに、緊急一時保護者(1名)に、障害者(児)の一時保護(原則として月7日間以内)を委託していました。当事業は平成30年度をもって廃止となりました。
(関係法令 西宮市緊急一時保護者制度実施要綱 平成15年4月実施 平成26年4月改正)

年度	延利用日数
R1	0
R2	0

3. 住宅改造助成(特別型) (生活支援課 35-3157)

障害のある人が住み慣れた地域住宅で自立した生活を送ることができるよう、障害内容に対応した既存住宅(原則として公営住宅を除く)の改造に要する経費を助成しています。ただし、一定の所得以上の方は利用できません。また、簡易耐震診断が必要となる場合があります。
(関係法令 西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱 平成8年7月実施 令和2年4月改正)

(1) 制度の概要

- ア 対象世帯 次の①②を全て満たす場合に対象となります
- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している者(介護保険対象者は除く)がいる世帯
 - ② 生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入額8,000,000円以下
生計中心者が給与収入のみ以外の者で、前年分の所得金額6,000,000円以下
- イ 対象工事 障害内容に対応した居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改良相談員等が必要と認めた工事(新築又は既存住宅の購入時及び維持補修工事を除く、また手帳内容や心身の状況により助成対象とならない工事がありますので、事前にご相談ください。)
- ウ 助成額 住宅改造工事費(100万円を限度)に所得階層に設定される助成率を乗じて得た額。日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象者は、これと合わせて100万円を限度として助成します(簡易耐震診断の費用を含む)。

(2) 助成率

階層	助成世帯の所得階層区分	助成率
B	生活保護法による被保護世帯	3/3
C	生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10
E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割課税の世帯	2/3

F	生計中心者が前年分所得税課税の世帯（所得税額 7 万円以下の世帯）	1/2
G	生計中心者が前年分所得税課税の世帯（所得税額 7 万円を超える世帯）	1/3

(注) 毎年 1 月から 6 月についての「前年分所得税」とは「前々年分所得税」とし、「当該年度分市民税」とは「前年度分市民税」とする。

<助成状況>

年度	区分	助成件数	助成額（千円）
	R1	13	4,546
	R2	13	5,067

4. 精神保健福祉事業（健康増進課 26-3160）

精神保健福祉相談等

保健所及び各保健福祉センターで精神疾患、認知症、アルコール問題等について精神科医が相談を行っています（予約制）。また、各保健福祉センターの地区担当保健師による電話相談や面接相談、家庭訪問も行っています。（関係法令 精神保健福祉法）

5. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（健康増進課 26-3669）

小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅療養中の児童に対して一定の要件を満たす場合、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために特殊寝台等の日常生活用具の給付を行っています。

（関係法令 西宮市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業要綱 平成 18 年 4 月実施 令和 2 年 4 月改正）

6. 難病保健事業（健康増進課 26-3669）

（関係法令 西宮市難病患者等保健指導事業実施要綱 平成 12 年 4 月実施 平成 28 年 4 月改正）

(1) 難病相談窓口（面接相談、電話相談）

難病相談窓口を設置し、難病患者等及び小児慢性特定疾病児童とその家族に対し、療養生活等の相談・支援を行なうとともに、各種のサービスや患者会等の情報提供を行います。

(2) 家庭訪問

保健師等が家庭訪問し、生活状況を包括的に把握し、保健・医療・福祉等サービスを効果的に提供します。

(3) 医療相談会

患者や家族の医療上の悩みに応え、患者の病態に則した療養生活の指導を行うために、専門医等による医療相談を行います。また、一部を西宮市難病団体連絡協議会に委託しています。

(4) 難病患者・家族交流会、ALS 交流会、MSA 交流会

同じ課題を持つ患者や家族が集い、グループワークを行う（患者・家族の集い）とともに、共通の療養生活上の問題について専門医等により指導を行います。また、療養生活上の問題や障害の軽減を図るため、病気や療養生活についての情報交換や交流を行います。

(3)～(4)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により中止になる場合があります。

(生活の場、活動の場)

1. 障害者福祉ホーム運営費等補助 (生活支援課 35-3923)

現に住居を求めている、常時の介護又は医療が必要な状態にない障害者につき、低額な料金で居室、その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として、所在地の市町村で指定を受けた福祉ホームを運営する法人に、一定条件のもとに補助します。

(関係法令 西宮市障害者福祉ホーム事業実施要綱 平成19年10月実施 令和2年4月改正)

(福祉機器)

1. 身体障害者(児)補装具 (生活支援課 35-3157)

身体障害者(児)の日常の不便を軽減するため、補装具の購入若しくは修理にかかる費用の支給をしています。市民税額等により経費の一部負担があります。(関係法令 障害者総合支援法ほか)

<補装具の交付・修理状況> (令和2年度:件)

種目	児	者	種目	児	者	種目	児	者
義肢	0	23	補聴器	31	230	頭部保持具	13	0
装具	38	94	車椅子	65	131	座位保持装置	73	45
盲人安全杖	1	21	電動車椅子	9	56	立位保持装置	19	0
義眼	0	3	歩行器	12	6	意思伝達装置	0	2
眼鏡	0	23	歩行補助杖	1	10	その他	45	63
						計	307	707

2. 日常生活用具の給付・貸与 (生活支援課 35-3157)

在宅の身体障害者(児)・知的障害者(児)の日常の不便を軽減するため、障害の種類・程度に応じ、日常生活の便を図るため視覚障害者用時計等の生活用具を給付しています。市民税額等により経費の一部負担があります。

(関係法令 西宮市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱ほか 平成18年10月実施)

(1) 用具の種類

<給付品>

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、褥瘡予防マット、特殊尿器、入浴等担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴補助用具、便器、棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置・通信装置・情報受信装置、携帯用会話補助装置、透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計・体重計・時計、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、点字器、点字ディスプレイ、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用音声 IC タグレコーダー、視覚障害者用音声・拡大読書器、点字図書、人工内耳体外部装置、人工喉頭、尿管器、ストーマ装具、紙おむつ、居宅生活動作補助用具、人工内耳用電池

(2) 給付貸与状況

<給付状況>

(令和2年度：件)

種 目	児	者	種 目	児	者
介護・訓練支援用具	2	36	情報・意思疎通支援用具	0	81
自立生活支援用具	15	66	排泄管理支援用具	964	7,590
在宅療養等支援用具	11	92	住 宅 改 修 費	0	10
			計	992	7,875

<福祉電話貸与状況> *平成26年度より新規の貸与は取りやめています。(件)

年度	新規貸与	返 還	年度末現在
R1	—	1	17
R2	—	0	17

3. 点字図書給付 (生活支援課 35-3157)

視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書が、一般図書と比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が困難であることから、平成4年度から点字図書を給付しています。一般図書の購入価格相当額の自己負担金が必要です。

(関係法令 西宮市点字図書給付事業実施要綱 平成4年4月実施 平成24年7月改正)

<給付状況>

(人)

年度	給付者
R1	11
R2	20

(施設の状況)

1. 総合福祉センター (染殿町8-17 33-5501)

「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障害のある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るため、昭和60年5月に西宮市が設置し、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営をしています。

温水プール・体育室・トレーニング室といったスポーツ施設の利用、会議室・料理実習室等の集会施設の貸室などのほか、各種スポーツ教室・文化教養講座等の事業を実施しています。また、「視覚障害者図書館」や「リハビリセンター」を運営しているほか、「障害者総合相談支援センターにしのみや」、「障害者就労生活支援センターアイビー」、「くらし相談センターつむぎ」、「ボランティアセンター」等も設置しています。またセンター内には「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」、「西宮市身体障害者連合会」、「西宮市老人クラブ連合会」、「西宮市婦人共励会」等の事務所もあります。

(1) 施設の概要

設置主体 西宮市
運 営 西宮市社会福祉協議会

(2) 施設の内容

①本館

1階 温水プール (25m・6コース)

体育室 (約 516 m²)

トレーニング室

育成センター事務局

西宮市身体障害者連合会

2階 障害者総合相談支援センター

にしのみや

障害者就労生活支援センター

アイビー

くらし相談センターつむぎ

ボランティアセンター

3階 機能回復訓練室 (リハビリセンター)

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援

センター

4階 視覚障害者図書館

会議室 (30名×3室, 20名×1室

15名×1室)

②別館

1階 障害者生活介護事業所「青葉園」

2階 集会室 (100名×1室, 30名×1室, 18名×1室)

料理実習室 (16名)

西宮市老人クラブ連合会

西宮市婦人共励会

<使用時間帯>

		開館時間	使用時間	休業日	休館日
障害者等福祉センター(本館)	体育施設 プール 体育室 トレーニング室	午前9時	午前9時～正午 午後1時～5時 午後5時30分～9時 (水曜日・日曜日・休日は午後5時まで)	木曜日 休日の翌日	毎月第3日曜日 ※12月29日～1月3日まで休館
	機能回復訓練室		午前9時～正午 午後1時～5時	土曜日 日曜日 休日	
	集会施設 会議室		午後9時	午前9時～正午 午後1時～5時 午後5時30分～9時 (日曜日・休日は午後5時まで)	
(別館)	集会施設 集会室 料理実習室	(日曜日・休日は午後5時)			
	視覚障害者図書館		午前9時～正午 午後1時～5時30分	土曜日 日曜日・休日 図書整理期間	

(注) 利用は原則として有料

ただし、視覚障害者図書館は無料

また、機能回復訓練室を除き市内在住・在勤・在学等の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等所持者の利用、及び市内在住の65歳以上の個人利用も無料

<総合福祉センターの利用状況>

年度	区分	プール	体育室 トレーニング室	機能回復 訓練室	視覚障害者 図書館	集会室	計
R1		30,808 (19,798)	25,681 (20,294)	13,242 (13,242)	3,618 (485)	19,777 (7,063)	93,126 (60,882)
R2		10,353 (6,491)	6,163 (5,109)	10,829 (10,829)	2,022 (153)	19,478 (3,783)	48,845 (26,365)

※ () 書きは、障害者の利用人数で内数

2. 青葉園 生活介護事業所 (染殿町8-17 総合福祉センター内 TEL35-0013・FAX35-4781)

定員 40名 通所者 46名 (令和3年6月1日現在)

昭和47年に西宮市による「重度肢体不自由者・児福祉センター」として発足、昭和54年に重度肢体不自由者通所施設「青葉園」と改称しました。

昭和 56 年から運営主体を社会福祉協議会とし事業内容を整備、市内在住の重度障害者の自己実現と社会参加を目指す地域活動拠点として運営されてきています。

平成 8 年からは事業の一部を身体障害者デイサービスとして実施していましたが、平成 15 年 3 月に身体障害者通所授産施設の認可を受けました。その後、障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月より生活介護を中心とする地域活動・生活支援の事業所として指定を受け現在に至っています。平成 28 年には新たに生活介護事業所ふれぼの（定員 20 名）も開設しています。

通所者の個性に応じた種々の多様な取り組みを行うほか、地域の中でいきいきと暮らしていただけるよう他の社会資源や地域の人達の活動と連携しながら社会参加を進めたり、宿泊などの自立プログラムを実施し、通所者一人ひとりの地域社会の中での自己実現と生活意欲の向上を図っています。また、平成 25 年には地域共生センターを設け、地域で暮らしていくための計画相談も行っています。

(1) 入園資格

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた西宮市在住の者

(2) 事業内容

ア 通所活動事業

- (ア) 一人ひとりの個性や健康状態に応じた個別プログラムや小集団活動（感覚活動・音楽・リズム・造形活動・季節行事的活動）、絵画、パソコン、話し合い、外出等
- (イ) 医師・看護師による健康管理、訓練士による機能訓練
- (ウ) 夏祭り、一泊旅行、年末行事等の行事

イ 地域社会参加活動事業

- (ア) 小地域での交流拠点として「青葉のつどい」等を開催（鳴尾・鳴尾東・若竹・神原の各公民館で毎週 1 回、瓦木公民館で月 1 回、北部地域において週 1 回「たけのこくらぶ」開催）
- (イ) 地域の人達による重度障害者社会参加推進活動と連携、協力（地域行事、地域交流会参加）

ウ 地域生活支援事業

- (ア) 地域生活力向上に向けた、通所者同士での相互相談・研修プログラムの実施
- (イ) 地域での生活基盤の確立に向け、自立力を高めるための宿泊型自立プログラムの実施
- (ウ) 地域での生活を維持していくために必要な支援・コーディネートの実施

(3) 休園日

日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日の他、管理者が特に定める日

(医療・地域リハビリテーション)

1. リハビリセンター（機能回復訓練室）（染殿町 8-17 総合福祉センター3F 34-1015）

病院での治療が終了し、在宅となられた 15 歳（高校 1 年生）以上の「身体障害者手帳」をお持ちの方が、機能回復訓練を受けることのできる通所施設です。

地域生活の質の向上のため、リハビリ支援や相談支援を行います。医師の判定のもと、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が身体に障害のある人の身体機能の維持向上、自立の促進を図ることを目的に、機能訓練、創作活動訓練、社会適応訓練、各種相談事業等を行っています。

(1) 利用方法 リハビリセンターにお問い合わせください。

(2) 受付時間 月～金 午前 9：00～午後 5：00
土・日・祝、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

2. 自立支援医療（更生医療）（障害福祉課 35-3174）

身体障害者の障害を除去又は軽減して機能を回復することにより、日常生活を容易にするための医療費の一部を公費で負担します。対象は18歳以上の身体障害者です。

（関係法令 障害者総合支援法ほか）

<給付状況>

年度	給付決定件数（件）	助成額（千円）
R1	538	602,144
R2	617	551,686

3. 歯科治療（障害福祉課 35-3194・3757）

市内在住の身体障害者手帳・療育手帳を持っている方で、一般歯科医院では、治療困難な方の歯科治療を西宮歯科総合福祉センター（甲子園洲島町3-8 41-2031）で実施しています。運営経費の一部を社団法人西宮市歯科医師会へ補助しています。

受診希望の時は、障害福祉課へ予約（電話可）してください。

4. 小児慢性特定疾病等医療費の公費負担（健康増進課 26-3669）

小児慢性特定疾病（16疾患群 762疾病）医療受給資格者証の交付と医療費の健康保険自己負担分の一部を公費で負担します。その他、兵庫県が実施主体の指定難病等医療費助成の申請受付を行っています。（指定難病 333 疾病、特定疾患 4 疾患、先天性血液凝固因子障害等 12 疾患、県単独事業 3 疾患が指定されています。）（令和3年4月1日現在）

（関係法令 児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律など）

5. 自立支援医療（育成医療）（健康増進課 26-3669）

身体に障害があり、そのまま放置しておくとも将来障害を残すと見られ、手術などの治療をすることにより確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童を対象に、指定医療機関で受診した医療費の一部を公費で負担します。

（関係法令 障害者総合支援法）

<給付状況>

年度	給付決定件数（件）	助成額（千円）
R1	79	3,945
R2	33	6,041

6. 自立支援医療（精神通院）（障害福祉課 35-3174）

精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の一部を公費で負担します。

（関係法令 障害者総合支援法）

<給付状況>

（人）

年度	R1	R2
受給者数	6,863	7,931

4 福祉のまちづくりを促進するために

(福祉のまちづくり)

福祉のまちづくり (88P)

5 生活の質を向上するために

(スポーツ、レクリエーション、芸術・文化活動)

1. 総合福祉センターでの活動 (染殿町 8-17 33-5501)

(1) スポーツ部門

- ア 目的 スポーツを通じて、健康の維持・増進と交流の場づくり・仲間づくりを目的として各種教室や行事を開催しています。
- イ 対象 障害のある人及び関係者
- ウ 募集 西宮市社会福祉協議会ホームページ、市政ニュース等で随時募集しています。
- エ 内容 卓球 DAY (初心者)、ワンポイント卓球 (中・上級者)、スイム DAY (初心者)、ワンポイントスイム (初級者)、水泳練習会 (中・上級者)、フライングディスク DAY、ローリングバレーボール教室、サウンドテーブルテニス教室、なかよしスポーツ DAY、夏休みスポーツ教室、介護者健康スポーツ教室、J ダーツ教室、レクリエーションスポーツ教室、水中ウォーキング、ワンポイント体操、体育の日のつどい、水泳大会、ローリングバレーボール大会、ボッチャ大会、フライングディスク大会、水中運動会、卓球祭り、ボッチャ DAY、クリスマス会、J ダーツ交流会、大会出場者育成支援、障害者スポーツ体験、福祉学習、運動活動相談など。

(2) 文化教養部門

- ア 目的 障害のある人に社会参加の場を提供するとともに、生活技術や文化教養を高めることを目的として各種事業を開催しています。
- イ 対象 障害のある人及び関係者
- ウ 募集 西宮市社会福祉協議会ホームページ、市政ニュース等で随時募集しています。
- エ 内容 体験教室 (いろいろな素材を通し、心身を豊かにする)
料理教室 (家庭で作れる簡単な料理をテーマにしたものとプロの技を教わるもの)
講座 (生活に関すること)

2. 身体障害者スポーツ大会 (西宮市身体障害者連合会 23-1730)

- (1) 兵庫県障害者スポーツ協会が 4 月に主催する車いす使用者スポーツ大会に参加します。
- (2) 兵庫県障害者スポーツ協会が 5 月に主催するスポーツ大会に参加します。
- (3) 西宮市身体障害者連合会主催のスポーツ大会を 10 月に実施します。

3. 障害者作品展 (障害福祉課 35-3147)

障害のある人の自己実現と社会参加を進めるため、障害のある人たちの作品を募集し展示します。

<応募状況>

(点)

年度	区分	個人	施設・団体	作品数
	R1	17	35	294
	R2	0	0	0

(情報バリアフリー)

1. 視覚障害者向市政ニュース (障害福祉課 35-3174)

(1) 点字市政ニュースの発行

年 23 回、兵庫県視覚障害者福祉協会に委託して発行しています。

(関係法令 西宮市「点字市政ニュース」発行事業実施要綱 昭和 44 年 4 月実施 昭和 53 年 4 月改正)

(2) 声の市政ニュースの発行

市政ニュース、点字市政ニュースの読めない視覚障害者のために、録音テープまたは CD により年 23 回発行しています。事業は西宮市視覚障害者図書館に委託し、ボランティアの協力を得ています。

(関係法令 西宮市「声の市政ニュース」発行事業実施要綱 昭和 53 年 4 月実施 平成 23 年 4 月改正)

なお、コミュニティ協会では昭和 55 年 5 月から声のコミュニティ西宮「宮っ子」を発行しています。市議会では昭和 61 年 5 月から「市議会だより (点字版)・(音声版)」を発行しています。

2. 視覚障害者用郵便物等「発信課名点字タックシール」貼付 (障害福祉課 35-3174)

視覚障害者に送付する文書に発信課名と電話番号の「点字タックシール」を貼付することにより、他人への朗読あるいは問い合わせ依頼などによる個人の秘密漏洩を防ぐことができるとともに、直接電話で内容照会できることで、適切な案内が行えるように実施しています。希望者は、事前登録が必要です。

登録者 49 名

3. 手話通訳者の配置 (障害福祉課 35-3194)

聴覚障害者の窓口でのコミュニケーションの確保のため、昭和 50 年 4 月から、障害福祉課に手話通訳者を配置しています。(関係法令 西宮市手話通訳設置要綱 平成 13 年 2 月実施)

4. 視覚障害者図書館 (染殿町 8-17 総合福祉センター4F 34-5554)

市内の視覚障害のある人、活字による読書が困難な人を対象に、ボランティアグループの協力を得て、点字図書及び録音図書の製作・貸出サービスのほか、対面朗読、点字入門教室、デイジー再生機貸出、ボランティア育成等を行っています。また、全国書誌情報ネットワークである「サピエ図書館」を活用した図書の相互貸借も行っています。

(1) 事業概要

ア 点字図書・録音 (カセットテープ及びデジタル CD) 図書の貸出 (貸出期間は郵送期間を除き 2 週間です)

(令和 3 年 3 月末現在の蔵書数)

点字図書 4,263 タイトル 11,468 冊

録音 (カセットテープ) 図書 3,232 タイトル 16,955 巻

録音 (デジタル CD) 図書 3,694 タイトル 3,694 枚

イ 点字版・録音版による広報誌、雑誌の貸出

ウ 対面朗読サービス (図書、新聞、郵便物、パンフレット等)、簡単な代筆筆記サービス

月～金曜日 午前 10:00～正午、午後 1:00～3:00 の 2 回

※個人の秘密を厳守します。なお、対面朗読サービスは公共図書館でも行っています。

エ 新着図書情報の提供

① テレホンサービス (34-1010) 当図書館の新着情報のお知らせ、毎月 2 回更新

② 近畿圏内の図書館の新着図書情報テープおよび CD の貸出

オ デジタル図書専用再生機プレクストークの貸出

- カ インターネットによる視覚障害者総合ネットワーク「サピエ図書館」での図書検索をするためのパソコン利用
- キ 視覚障害者のための初心者点字教室

(2) 開館時間・休館日

月～金 午前 9:00～午後 5:30

休館日 土・日・休日、図書整理期間、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

6 理解と交流を促進するために

(福祉教育)

1. 福祉作品コンクール（障害福祉課 35-3147）

心のかよった「福祉のまちづくり」をめざして、子供のころからお互いに思いやり助け合う福祉の心を育てるため、小・中・特別支援学校の児童生徒から作文、詩、絵画、ポスターを募集し、福祉作品コンクールを実施しています。入賞作品は、福祉作品展で展示します。

<応募状況>

(点)

年度	区分	作文・詩	ポスター	計
R1		535	1,500	2,035
R2		0	0	0

2. 福祉学習

福祉学習（107P）